

予 防 危 第 7 号  
令和4年12月5日

事務担当者各位

北はりま消防組合  
消防本部消防部予防課長

製造所等に設置する消火設備のうち、消防法第17条の技術上の基準により  
設置することができる消火設備及びその部分について（通知）

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第20条第1号に規定する火災が発生したとき著しく消火困難と認められるもののうち、下記については、危政令第23条の規定を適用し、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の技術上の基準により設置できるものとする。

#### 記

- 1 法第17条の技術上の基準により設置することができる製造所等  
危政令第9条第1項の製造所及び第19条第1項の一般取扱所（以下「一般取扱所等」という。）
- 2 法第17条の技術上の基準により設置することができる消火設備  
第1種消火設備及び建築物その他の工作物に対応する第3種消火設備
- 3 法第17条の技術上の基準により設置することができる部分
  - (1) 危険物を取り扱う部分と取り扱わない部分を耐火構造の壁又は床及び随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備で区画された危険物を取り扱わない部分
  - (2) 引火点が100℃以上の第4類の危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所等における、建築物その他の工作物に係る部分
- 4 その他  
一般取扱所等については、法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物以外の防火対象物の基準により運用するものとする。